

介護予防通所リハビリテーション事業所「介護老人保健施設エルダーランド」 利用約款

本約款は、利用者が、介護予防通所リハビリテーション事業所「介護老人保健施設エルダーランド」（以下「当事業所」という。）が提供する介護予防通所リハビリテーション（以下「サービス」という。）を利用する場合の取扱いについて定めるものです。

併せて、本約款が契約の内容となりますので、本約款に同意したうえで、サービスをご利用ください。

（約款の目的）

第1条 当事業所は、要支援状態と認定された利用者（以下「利用者」という。）に対し、介護保険関係法令の趣旨に従って、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、サービスを提供し、一方、利用者は、当事業所に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

（約款の効力）

第2条 本約款は、利用申込者が介護予防通所リハビリテーション利用同意書を当事業所に提出したときから効力を有します。但し、サービスの終了（解約のこと。以下同じ。）終了後に再度、このサービスを利用する場合は新たに同意を得ることとします。

（サービスの内容）

第3条 当事業所は、次の内容のサービスを提供します。

- ① 食事の提供
- ② 介護
- ③ 入浴
- ④ 診療
- ⑤ 機能訓練
- ⑥ 送迎
- ⑦ 相談及び援助
- ⑧ その他のサービスの提供

（利用料金）

第4条 利用者は、当事業所に対して、サービスの提供の対価として利用単位ごとの料金をもとに計算された合計額を支払います。なお、支払いの方法は当事業所窓口における現金払いとなります。

2 当事業所は、毎月15日と末日の2回に分けて、その翌日に請求を行い、利用者は1週間以内に支払います。なお、利用者から利用料金の支払いを受けたときは、領収証を発行します。

(サービスの終了)

第5条 利用者は、いつでも、その料金を負担することなく、このサービスの利用を終了することができます。

2 当事業所は、次の場合には、利用者に対し、このサービスの提供を終了することができます。

① 利用者の介護予防サービス計画で定められた利用時間数を超える場合

② 利用者の病状の急変等により、適切なサービスの提供が困難であると認められた場合

③ 利用者が、当事業所又はその従業者に対して、サービスの提供を継続し難いほどの背信行為を行った場合

3 次の場合には、このサービスは自動的に終了します。

① 利用者が医療機関又は介護保険施設に入院（30日以上）又は入所した場合

② 入所者が要介護認定において非該当又は要介護と認定された場合

※ 要介護状態と認定された場合は、別途に通所リハビリテーションの利用申込みが必要となります。

③ 利用者が介護保険の被保険者としての資格を喪失した場合

④ 利用者が死亡した場合

(秘密保持等)

第6条 当事業所は、利用者の個人情報については「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、その適切な取り扱いに努めます。

2 当事業所及びその従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしません。

3 当事業所は、次の場合には、利用者又はその家族の個人情報を用います。

① 介護予防支援事業所その他保健医療サービス又は福祉サービス提供事業者へサービスの利用に関する介護情報を提供する必要がある場合

② 医療機関等へ適切な在宅生活のための療養情報を提供する必要がある場合

4 第1項から前項までの事項は、サービス終了後も同様の取り扱いとします。

(本約款に定めのない事項)

第7条 本約款に定めのない事項については、介護保険関係法令その他諸法令の定めるところにより、双方が誠意をもって協議して定めることとします。

介護予防通所リハビリテーション利用同意書

介護老人保健施設エルダーランドの介護予防通所リハビリテーションを利用するに当たり、重要事項説明書及び利用約款を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解したうえで、その利用に同意します。

令和 年 月 日

<利用申込者>

氏 名

<家 族>

氏 名

介護予防通所リハビリテーション事業所
「介護老人保健施設エルダーランド」
施設長 高 田 仁 子